

マイナンバーカードを健康保険証として利用できます



①マイナンバーカードをカードリーダーにかざす

医療機関や薬局の窓口で、マイナンバーカードをカードリーダーにかざします。カードの顔写真を機器または職員が目視で確認します。
※機器を使う場合、顔写真は保存されません。

②オンラインで医療保険資格を確認

マイナンバーカードのICチップにある電子証明書により、医療保険資格をオンラインで確認します。

マイナンバーカードの健康保険証利用は、10月から本格運用が開始されていますが、全ての医療機関や薬局が対応しているわけではありません。

医療機関などを受診する際は、念のため健康保険証とマイナンバーカードの両方を持っていくことをお勧めします。

マイナンバーカードを健康保険証として利用するためには事前に登録が必要です

マイナポータル[■]のほか、健康保険課窓口やセブン銀行ATMから登録できます。詳しくは、問い合わせるか、町ホームページでご確認ください。

■子育てや介護をはじめとする行政手続きの検索やオンライン申請がワンストップでできたり、行政からのお知らせを受け取ることができる自分専用のサイトです。



マイナンバー(12桁の数字)は使いません

健康保険証利用には、ICチップの中の「電子証明書」を使い、マイナンバー(12桁の数字)は使われません。医療機関や薬局の受付窓口でマイナンバーを取り扱うことはありませんし、使用者の診療情報がマイナンバーとひも付けられることもありません。



どんないいことが? 5つのメリット

①健康保険証としてずっと使える

マイナンバーカードを使えば、就職や転職、引っ越しをしても保険証の交付を待たずにカードで受診できます。 ※保険者への加入の届け出は引き続き必要です。

②医療保険の資格確認がスピーディーに

カードリーダーにかざせば、スムーズに医療保険の資格確認ができ、医療機関や薬局の受付における事務処理の効率化が期待できます。

③窓口への書類の持参が不要に

オンラインによる医療保険資格の確認により、高額療養費の限度額認定証などの書類の持参が不要になります。ただし、子ども医療費や自立支援医療費などの助成には、受給者証の提示が必要です。

④健康管理や医療の質が向上

マイナポータルで、自分の薬剤情報や令和2年度以降に受診した特定健診情報を確認できるようになりました。患者の同意の下、医師や歯科医師がオンラインで薬剤や特定健診情報を、また、薬剤師が薬剤情報を確認できるなど、より多くの情報を基に診療や服薬管理ができます。

⑤マイナンバーカードで医療費控除も便利に

マイナポータルを活用して、自分の医療費情報を確認できるようになりました。確定申告でも、マイナポータルを通じて医療費情報を取得し、医療機関などの領収証がなくても手続きができます。

問 健康保険課 ☎ 286 - 3113